

## 1 基本的な考え方

### 【計画の背景と目的】

平成23年度に策定された「人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画」が、令和5年度をもって12年が経過し、人権問題の多様化や複雑化をはじめ、社会情勢等の変化に伴い新たな課題も生じています。

そこで、これまでの成果と課題を踏まえ、ソーシャルインクルージョンの理念のもと本計画を策定し、幸福度「ウェルビーイング」向上の実現に向けて取り組みます。

### 【計画期間】

令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

※ただし、社会情勢等の変化を踏まえて随時、見直しを行います。

### 【基本理念】

「一人ひとりを尊重する社会の推進」によって  
すべての市民の幸福度（ウェルビーイング）向上を実現する

### 【計画の目標】

本計画の推進を図るため、市民意識調査結果から目標を設定しています。

推進目標	令和2年度	令和15年度
自分や自分の家族の人権が侵害された と思ったことがある人の割合	11.6% (※)	0%

※令和2年度 人権に関する市民意識調査

## 2 人権教育・啓発の推進

### 【人権教育の推進】

市民の人権意識を向上するには、これからの社会を担うこどもの人権意識をしっかりと形成することが大切です。

家庭、学校、地域社会が一体となり、生涯学習の視点に立って、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、下記のとおりそれぞれのライフステージにおいて地域の実情に応じた人権教育を推進します。

- 保育所（園）や認定こども園、幼稚園における推進
- 学校教育における推進
- 社会教育・家庭教育における推進

### 【人権啓発の推進】

一人ひとりの人権が互いに尊重される社会は、市民一人ひとりの自覚と努力によって築き上げられていくものです。

多様な市民が、人権への理解・関心の度合い等に応じ、必要な知識を習得し、行動につなげることができるよう、地域社会に向けて親しみやすく、分かりやすい人権啓発の推進に努めます。

- 市民に対する啓発
- 企業等に対する啓発

## 3 主な課題別施策の推進

以下12の課題別人権について、現状と課題・推進方針を記載しています。

- 同和問題 ○女性の人権 ○こどもの人権 ○高齢者の人権 ○障害者の人権
- 外国籍の人の人権 ○H I V等感染症に関する人権
- 犯罪被害者やその家族の人権 ○（新規課題）刑期を終えた人の人権
- （新規課題）性的マイノリティ（LGBTQ）の人権 ○インターネットによる人権侵害
- その他の人権課題

## 4 市職員等に対する研修の推進

市の職員は、公権力の行使をはじめ、市民と窓口や事業実施等の様々な場面で関わるため、とりわけ高い人権意識が必要です。本市のあらゆる施策を人権尊重の理念を基礎として展開するとともに、市民対応における人権的配慮を向上させるため、職員への人権教育と人権啓発を継続的に推進します。

- 行政職員 ○教職員 ○社会教育関係者（市職員・社会教育団体等）
- 地域福祉関係者（民生委員・児童委員等） ○消防職員